

あさぎり町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

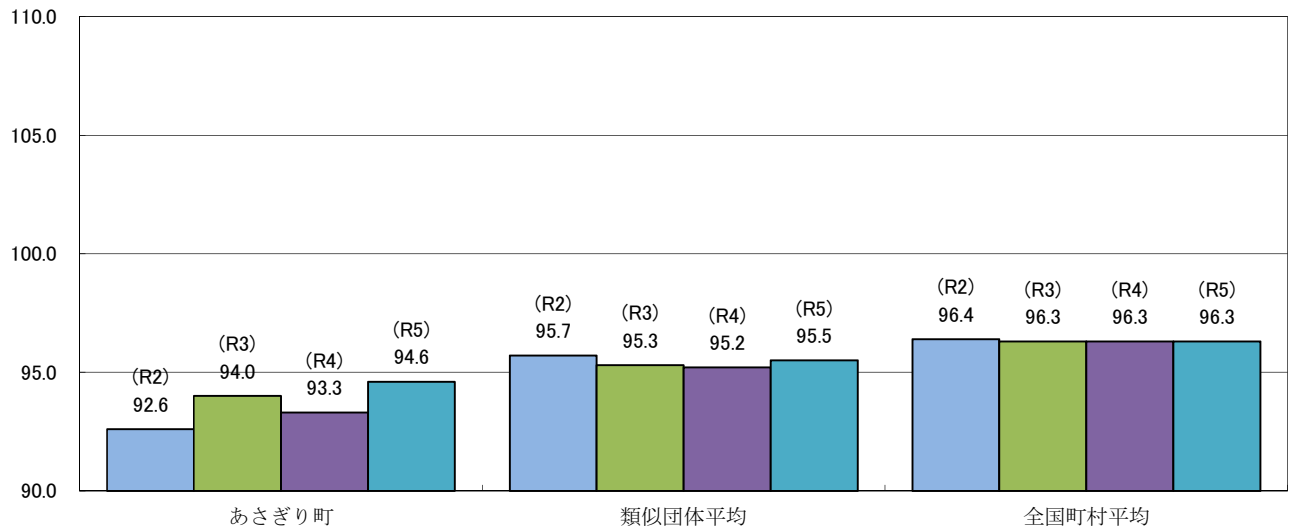
区 分	住民基本台帳人口 (R5.1.1)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 14,338	千円 13,435,971	千円 725,621	千円 1,668,206	% 12.4	% 12.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 161	千円 595,378	千円 42,105	千円 233,840	千円 871,323	千円 5,412	千円 5,461

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※R5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由およびその改善の見込み

国派遣職員採用によるもの

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】:国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し 【実施】

H29.4.1給料表の水準平均1.9%の引き下げを実施、若年層については平均1.0%の引き下げ、50歳代の高齢層については平均2.5%の引き下げを行い、激変緩和の経過措置として、当分は現給保障を実施

2) 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
あさぎり町の支給割合	0%	0%	0%	0%

3) その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

1) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
あさぎり町	43.9 歳	323,090 円	360,587 円	334,927 円
熊本県	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	41.6 歳	301,834 円	353,660 円	327,274 円

2) 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
あさぎり町	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
熊本県	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
国	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
類似団体	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	円	円	

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		あさぎり町	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	161,500 円	- 円
	中 学 卒	- 円	145,100 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	250,800 円	- 円	- 円	386,000 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	369,422 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

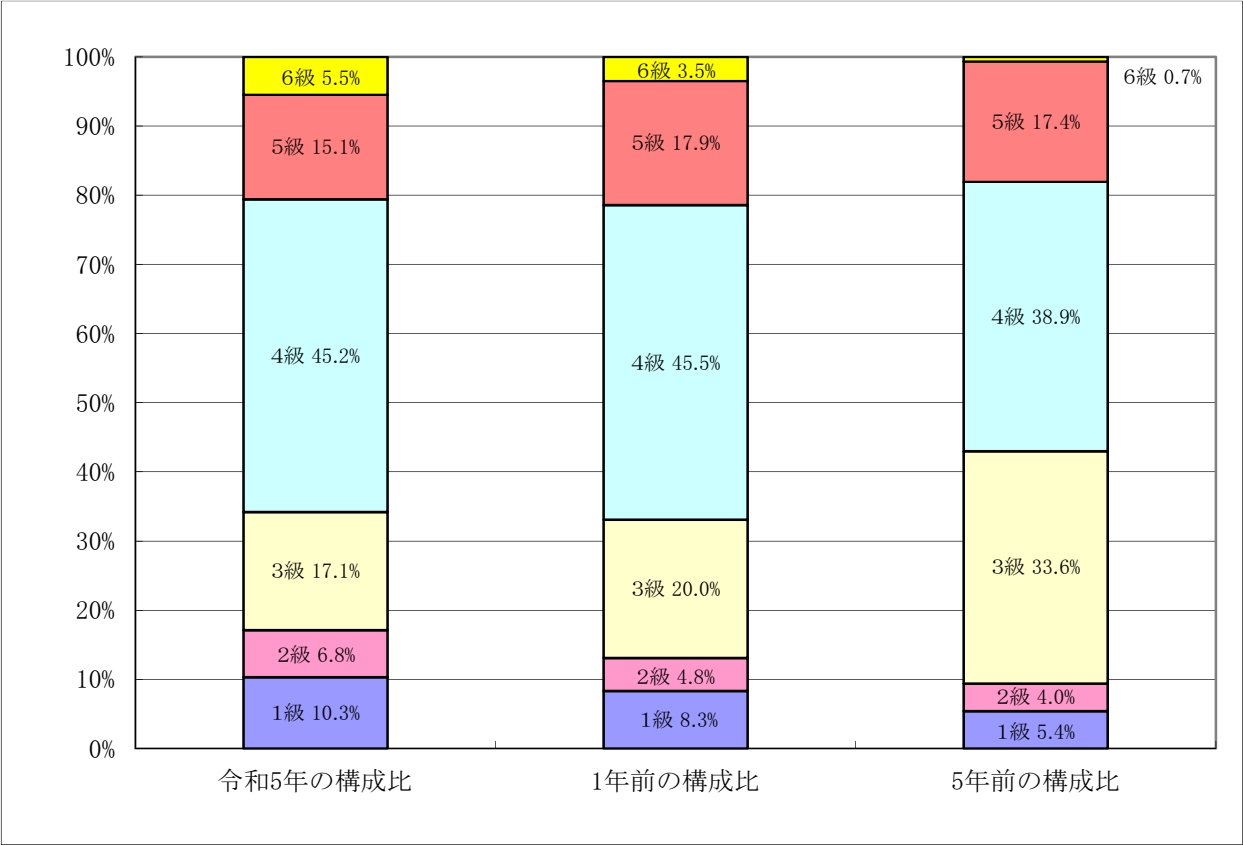
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事、技師の職務	15 人	10.3 %	162,100 円	249,400 円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	10 人	6.8 %	208,000 円	305,200 円
3 級	参事の職務	25 人	17.1 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務(5級及び6級に掲げる職務を除く。)並びに主幹の職務	66 人	45.2 %	271,600 円	382,000 円
5 級	相当の経験を有する課長、室長、局長、審議員、支所長の職務及び課長補佐の職務(6級に掲げる職務を除く。)	22 人	15.1 %	295,400 円	394,000 円
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職務	8 人	5.5 %	323,100 円	411,300 円

(注) 1 あさぎり町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一覧)					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和8年1月		令和8年1月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

あさぎり町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,415 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,665 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一覧)					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和7年6月		令和7年6月	

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

あさぎり町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66 月分	24.58 月分	勤続20年	19.66 月分	24.58 月分
勤続25年	28.03 月分	33.27 月分	勤続25年	28.03 月分	33.27 月分
勤続35年	34.73 月分	40.80 月分	勤続35年	34.73 月分	40.80 月分
最高限度額	47.70 月分	47.70 月分	最高限度額	47.70 月分	47.70 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
(退職時特別昇給	なし	)			
1人当たり平均支給額	0 千円	20,049 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	20 %	1 人	20 %
福岡市	10 %	0 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		480 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		60,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		4.1 %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	0千円
救護施設しらかね祭勤務手当	救護施設に勤務する職員	救護施設における介護業務に従事したとき	480千円
			左記職員に対する支給単価
			日額500円
			月額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	22,371 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	164 千円
支給実績(令和3年度決算)	24,503 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	167 千円

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には5,000円の加算)	同	—	25,540 千円	247,961 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額支給 (上限28,000円)	同	—	7,509 千円	208,583 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同	—	4,535 千円	37,172 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐(町長が定めるものに限る。)21,000円	異なる	支給額	7,049 千円	391,611 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し30,000円を基本額とし距離に応じ8,000円から70,000円を加算して支給	同	—	360 千円	360,000 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,400円を支給。ただし、救護施設における宿日直勤務については、6,600円を支給	一部異なる	救護施設における支給額	4,161 千円	32,008 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分			給 料		月 額		等
給 料	町 長 副 町 長	長	787,000 円 605,000 円		(参考)類似団体における最高／最低額		
					883,000 円／ 504,000 円		
					703,000 円／ 407,400 円		
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	長 長 員	316,000 円 261,000 円 237,000 円		331,000 円／ 252,000 円		
					262,000 円／ 196,000 円		
					240,000 円／ 174,000 円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長	長 長	(令和4年度支給割合)				
			2.40 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	長 長 員	(令和4年度支給割合)				
			2.40 月分				
退 職 手 当	町 長 副 町 長	長 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
			787,000円×在職年数×500/100 605,000円×在職年数×290/100		15,740,000円 7,018,000円	任期毎 任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)

勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

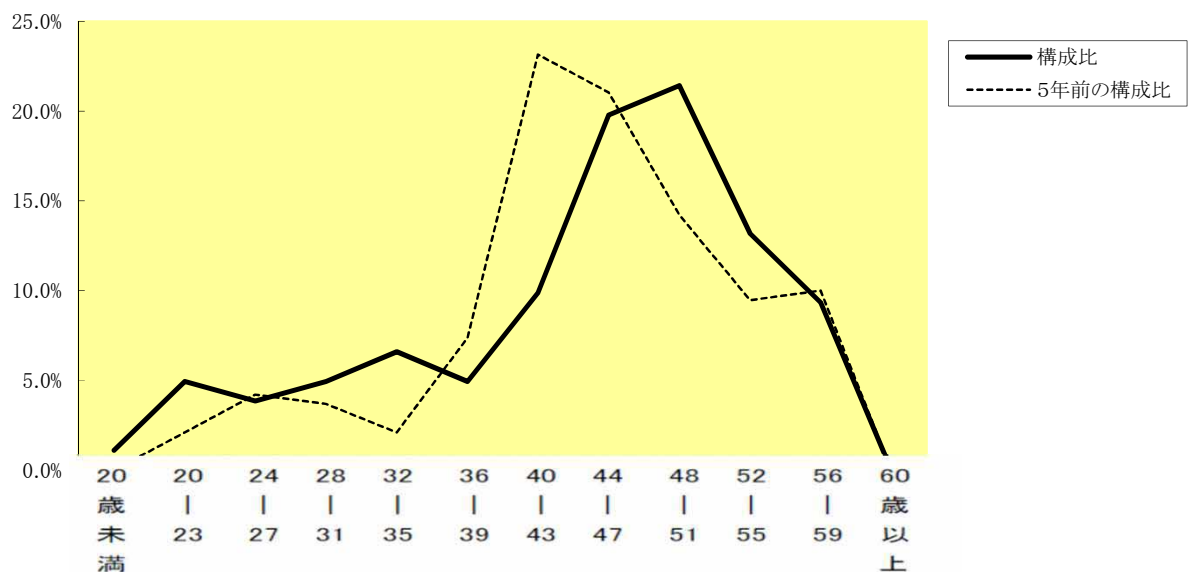
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
			令和5年度	令和4年度			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	総務課人員増、デジタル政策審議監配置 税務課人員増	
		総 務	44	42	2		
		税 務	12	11	1		
		労 働	0	0	0		
		農 林 水 産	18	16	2	農林振興課人員増	
		商 工	8	9	▲ 1	商工観光課人員減	
		土 木	10	10	0		
民 生		33	33	0			
衛 生	19	21	▲ 2	健康推進課人員減			
	計	147	145	2	〔参考〕 人口1万人当たり職員数 102.52人 (類似団体の1万人当たり職員数 94.53人)		
	教育部門	16	16	0	配置換え		
	小 計	163	161	2	〔参考〕 人口1万人当たり職員数 216.21人 (類似団体の1万人当たり職員数 112.67人)		
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道	6	6	0			
	下 水 道	4	4	0			
	そ の 他	9	9	0			
	小 計	19	19	0			
合 計			182	180	2	〔参考〕 人口1万人当たり職員数 126.94人	
			[220]	[220]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 9	人 7	人 9	人 12	人 9	人 18	人 36	人 39	人 24	人 17	人 0	人 182

※ 全職員の年齢別職員構成である。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	H30	R1	R2	R3	R4	R5	過去5年間の増減数(率)
一般行政	148	146	145	148	145	147	▲ 1 (▲ 0.7 %)
教育	18	18	17	17	16	16	▲ 2 (▲ 11.1 %)
普通会計計	166	164	162	165	161	163	▲ 3 (▲ 1.8 %)
公営企業等会計計	19	21	18	17	19	19	0 (0.0 %)
総合計	185	185	180	182	180	182	▲ 3 (▲ 1.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 382,851	千円 △ 859	千円 31,383	% 8.2	% 6.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 6	千円 13,408	千円 1,337	千円 8,640	千円 23,385	千円 3,898

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,461

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
あさぎり町	40.3 歳	310,472 円	333,888 円
団体平均	42.7 歳	323,711 円	405,049 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(水道事業)	あさぎり町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,440 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,415 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (-) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (-) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

あさぎり町(水道事業)	あさぎり町(一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.66 月分 24.58 月分	勤続20年 19.66 月分 24.58 月分
勤続25年 28.03 月分 33.27 月分	勤続25年 28.03 月分 33.27 月分
勤続35年 34.73 月分 40.80 月分	勤続35年 34.73 月分 40.80 月分
最高限度額 47.70 月分 47.70 月分	最高限度額 47.70 月分 47.70 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算
(退職時特別昇給 なし)	(退職時特別昇給 なし)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 0 千円 20,049 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区	20 %	0 人	20 %
福岡市	10 %	0 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.00 %	
手当の種類(手当数)			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	0千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	1,647 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	274 千円
支給実績(令和3年度決算)	522 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	104 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には 5,000円の加算)	同	—	588 千円	93,000 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対 し、家賃に応じた額支給 (上限28,000円)	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距 離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000 円を限度として支給	同	—	94 千円	15,667 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。 課長・局長34,000円、審議員25,000円	同	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 578,014	千円 29,985	千円 27,371	% 4.7	% 4.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 4	千円 15,607	千円 1,259	千円 5,974	千円 22,840	千円 5,710

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,461

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
あさぎり町	43.5 歳	323,395 円	351,333 円
団体平均	42.7 歳	323,711 円	405,049 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(下水道事業)	あさぎり町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,494 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,415 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (-) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (-) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

あさぎり町(水道事業)	あさぎり町(一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66 月分 24.58 月分 勤続25年 28.03 月分 33.27 月分 勤続35年 34.73 月分 40.80 月分 最高限度額 47.70 月分 47.70 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66 月分 24.58 月分 勤続25年 28.03 月分 33.27 月分 勤続35年 34.73 月分 40.80 月分 最高限度額 47.70 月分 47.70 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 0 千円 20,049 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区	20 %	0 人	20 %
福岡市	10 %	0 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)			0.00 %	
手当の種類(手当数)			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	0千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	79 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	20 千円
支給実績(令和3年度決算)	33 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	8 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・22歳までの子 10,000円 ・22歳までの子以外 6,500円 (15歳～22歳の子には 5,000円の加算)	同	—	529 千円	132,250 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対 し、家賃に応じた額支給 (上限28,000円)	同	—	193 千円	48,250 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距 離に応じ2,000円から31,600円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000 円を限度として支給	同	—	51 千円	12,750 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。 課長・局長34,000円、審議員25,000円	同	—	408 千円	408,000 円